

マイナンバーカードの健康保険証利用開始について

1 概要

令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。（利用するためには申込みが必要です。健康保険証も利用できます。）

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすことで、オンラインで医療保険の資格確認を行うことができます。

マイナンバーカードが利用できる医療機関等については、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載される予定です。

マイナンバーカードを利用できない医療機関等では、従来どおり健康保険証が必要になることから、今後も被保険者証の交付を行います。

2 マイナンバーカード利用のメリット

- ・就職や転職、引越しの際に健康保険証の切り替えを待たずに、マイナンバーカードで受診することができます。
- ・本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できます。
- ・マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）で、自分の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報が、確認できるようになります。
- ・マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力により、確定申告の医療費控除を簡易に行うことができるようになります。
- ・限度額適用認定証を所持せずに、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。

3 当広域連合での対応

広域連合ホームページ、広報紙「ちば広域だより」及び被保険者証更新ポスター（市町村、医療機関等に掲示）に関連記事を掲載し、周知を行っています。